

公認セッター規程

第1章 公認セッター（アルペン競技）

（趣旨）

第1条 本連盟は、アルペン競技の技術向上と統一的な旗門セットの修得を目的として、その権威を保つため公認セッター制度を設ける。

（任務）

第2条 公認セッターの資格はA級、B級に分ける。その任務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 任命を受けたセッターは、S A J 公認競技大会のポールセットを行うことが出来る。
A級セッターは国内で開催されるすべての公認大会でセットすることができる。B級セッターは、B級公認大会でセットをすることができる。
- (2) 安全対策に留意したうえで、ルールを遵守しコースセッティングを行う。
- (3) 地形、雪面などコースの状況を把握するために、事前にコースインスペクションを行うことが出来る。

（受検資格）

第3条 公認セッター検定会を受検する者は、本連盟の登録会員であり、当該年度のセッター研修会を受講していること。

- 2 公認セッター検定会を受検する者は、加盟団体を通じて申込を行うこと。
- 3 本連盟が開催する公認セッター検定会を受検する者は、本連名が開催するセッター研修会を受講すること。

（検定会）

第4条 公認セッター検定会に関しては公認セッター規程細則に定めるところによる。

- 2 A級セッターの受検者は、本連盟主催の検定会を受検するものとする。
- 3 B級セッター検定会は、各ブロックにおいて開催することができるものとする。
- 4 検定料は各種公認・登録等料金一覧表に定めるところによる。
- 5 合格者は各種公認・登録等料金一覧表に定める公認料・年次登録料を納入する。

（研修会）

第5条 公認セッターは、新しい知識を修得し、技術向上と研鑽のため、資格取得後も2年に1回、公認セッター研修会に参加しなければならない。

- 2 公認セッター研修会に関しては公認セッター規程細則に定めるところによる。
- 3 公認セッター研修会は、各ブロック及び各加盟団体においても開催することができるものとし、A級セッター資格保持者も受講出来ることとする。
- 4 研修会参加料は各種公認・登録等料金一覧表に定めるところによる。

（資格の停止）

第6条 公認セッター研修会を2年続けて参加しなかった場合はセッター資格を停止する。資格停止中の者は、第2条の各号に掲げる事項を行うことができない。

(資格停止の解除)

第7条 セッター資格停止の解除は、公認セッター研修会修了により資格の停止を解除できる。

(資格の喪失)

第7条 公認セッターで、次に掲げる各号の一つに該当する者は、セッター資格を喪失する。

- (1) 本連盟会員登録規程第4条により、会員の資格を喪失したとき。
- (2) 本連盟の規約に違反し、セッターとしての対面を汚すような行為があったとき。
- (3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき

第2章 公認スノーボードセッター

第13条 本連盟は、スノーボード競技の技術向上と統一的な旗門セットの修得を目的として、その権威を保つため公認スノーボードセッター（以下、「S Bセッター」という。）制度を設ける。

第14条 S Bセッターとなる資格者は、加盟団体長が本連盟に推薦した者とする。

- 2 S Bセッターの受験者の年齢は、受験する年の1月1日現在で、23歳以上、50歳以下とする。ただし、本連盟担当部長が必要と認めるときはこの限りではない。

第15条 前条の該当者は、当該年度の会員登録を完了し、次の各号に掲げる2日間の講習検定会を受けなければならない。

- (1) 学科3単位は、次の内容で実施する。
 - ① スノーボード競技の知識
 - ② スノーボード競技のルール
 - ③ S Bセッターの含むと心得
 - ④ 旗門の種類とコースセットの要領
 - ⑤ 学科検定試験
- (2) 実技3単位は、次の内容で実施する。
 - ① コースセットの要領
 - ② コースセッターの実務
 - ③ 実技検定（A．講習会形式、B．試合形式）

- 2 1単位は、2時間とする。

- 3 講習検定の合格基準は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学科検定は、100点満点とし70点以上を合格とする。
- (2) 実技検定は、100点満点とし70点以上を合格とする。

第16条 S Bセッターの検定会及びS Bセッターの研修会は、年1回本連盟が行う。ただし、研修会は2会場で行う場合がある。

- 2 検定を受けようとする者は、所属団体長を経て、必要書類を整え、加盟団

体長に申請する。

- 3 加盟団体長は、第14条の規定に従い、審査の上、適格者の書類に受験料を添えて本連盟会長に提出するものとする。

第17条 講習検定会の講師は、スノーボード部委員3名以上をもってこれにあたる。

第18条 SBセッターの資格の公認は、理事会において決定する。

- 2 資格取得者には、公認証を与える。

第19条 公認資格取得者は、各種公認・登録等料金一覧表に定める公認料及び年次登録料を納入する。ただし、バッジ、ワッペンの購入は任意とする。

第20条 講習検定会に関する一切の事務処理は、本連盟スノーボード部があたる。

第21条 講習検定会の講師の旅費は、本連盟の負担とし、研修会及び講習検定会の参加料及び検定料は、各種公認・登録等料金一覧表のとおり納入するものとする。

第22条 SBセッターは、新しい知識を修得し、技術向上並びに選手養成と研鑽のため、資格取得年度を含まず2年に1回研修会に参加しなければならない。ただし、検定会又は研修会の役員として検定、講習等を行った者は、当該年度の研修を終了したものとみなす。

第23条 研修会責任者は、研修会終了後、1週間以内に出席者名簿を付した報告書を本連盟に提出しなければならない。

第24条 SBセッターは、本連盟会員を退会又は会員登録規程第4条その他の規定により、会員の資格を喪失したとき及び競技会開催に当たって協力要請に対し理由なくしてこれを拒否したり、第22条の研鑽を怠ったり、その責任を保てないと判定した場合は、理事会の議決により資格を喪失するものとする。

第25条 この規程の改廃は、競技本部理事会の議決による。

平成27年12月15日 改正

令和6年7月25日 改正